

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実際費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定)について

(諮問第3028号)

<目 次>

1	諮問書	1
2	申請概要	2
3	審査結果	10

別添

- 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)
- 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)



諮問第3028号
平成23年1月25日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 片山 善博



諮 問 書

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から平成23年1月21日付け東相制第10-7045号及び西相制第115号で、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可申請があった。

これらについて審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められる。よって、同条第2項の規定により認可することとしたい。

上記のことについて、法第169条第1号の規定により諮問する。

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 江部 努

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 大竹 伸一

2. 申請年月日

平成23年1月21日(金)

3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

4. 概要

専用線等の実際費用方式を適用する平成23年度の接続料及びその他手続費等の改定等を行うもの。

II 主な変更内容

接続料

1. 概要

実績原価方式を適用する平成23年度の接続料については、平成21年度の接続会計、回線数及び報酬率等に基づき改定しており、全体で前年度比2.9%の減少となっている（NTT東日本は同4.8%の減少、NTT西日本は同0.8%の減少（収入ベース、調整額（注）加算後））。

（注）平成23年度の接続料の算定に当たっては、平成21年度の実績に基づき接続料を算定した上で同年度接続料収入との乖離分について「調整額」として平成23年度接続料の原価に算入しているものである。本申請概要においては、特に注記のない場合は、調整額加算後の数値を記載している。

（調整額のイメージ）



（1）実績原価方式による改定額（単位：億円）及び改定率（収入ベース）

	平成23年度の改定額及び改定率（①-②）					
			① 平成23年度の 接続料適用収入（注）		② 平成22年度の 接続料適用収入（注）	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
合計	▲43 (▲4.8%)	▲7 (▲0.8%)	846	807	889	814
専用線合計	▲49 (▲6.3%)	▲11 (▲1.5%)	729	697	779	708
ドライカップ・ ラインシェアリング	▲39 (▲8.8%)	▲14 (▲3.6%)	400	374	439	388
中継 ダークファイバ	▲20 (▲32.1%)	▲17 (▲26.0%)	43	49	63	67
接続専用線	10 (3.6%)	21 (8.1%)	286	274	276	253
公衆網合計	6 (5.8%)	4 (3.7%)	117	110	110	106

（注）平成22年度予測回線数及びトラフィック等をベースに収入を試算（調整額加算後）。

（2）平成23年度の主な接続料と現行（平成22年度）接続料との比較

	単位	平成23年度 (カッコ内は調整前)		平成22年度	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
		ドライカップ(タイプ1-1)	1回線ごとに月額 (注1)	1,272円 (1,287円)	1,343円 (1,351円)
ラインシェアリング	1回線ごとに月額 (注1)	77円 (76円)	81円 (83円)	72円	84円
中継ダークファイバ	1回線・1メートル ごとに月額	0.797円 (1.082円)	1.012円 (1.243円)	1.174円	1.368円
高速デジタル専用線 (1.5Mb/s) (MA内)	1回線ごとに月額 (注2)	186,612円 (167,151円)	114,436円 (96,294円)	190,719円	90,795円
デジタルアクセス (1.5Mb/s タイプ1-1) (MA内)	1回線ごとに月額 (注2)	43,444円 (39,769円)	33,152円 (35,696円)	38,944円	36,855円
メガデータネット (クラス1) (基本:3Mb/s、PVC:500kb/s)	1回線ごとに月額 (注2)	26,090円 (23,442円)	21,823円 (21,013円)	25,494円	20,636円

（注1）回線管理運営費を含む。（注2）端末回線伝送機能を含む。

2. 回線管理運営費の算定(回線管理運営費の平均化)

回線管理運営費については、平成16年度から平成22年度までの再計算においては、サービスごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、回線管理に係る原価を各サービスごとに算出するのではなく、ラインシェアリングとそれ以外の役務において管理事務の内容が異なることを踏まえ、①全役務において発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外で発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて回線管理運営費を設定していたところ。

この状況は、平成23年度においてもあてはまるため、同様の方法により算定するもの。

■平均化した単金(月額)

	ラインシェアリング		PHS基地局回線・ ドライカップ・光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平成23年度回線管理運営費 (カッコ内は調整前)	42円 (43円)	46円 (50円)	42円 (52円)	60円 (69円)
平成22年度料金との差	+4円	▲4円	+1円	+2円

【参考】サービス別単金(月額)

	PHS基地局回線		ラインシェアリング		ドライカップ		光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平成23年度 回線管理運営費 (カッコ内は調整前)	48円 (58円)	35円 (44円)	39円 (39円)	36円 (40円)	39円 (49円)	57円 (67円)	96円 (106円)	191円 (201円)
平成22年度料金との差	▲7円	▲6円	+7円	▲2円	▲1円	+1円	▲14円	▲58円

3. 公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の算定

公衆電話機能の接続料原価については、当該機能に係るNTSコストを段階的に加算することが可能とされている(平成21年度以降は、100%加算可能)。

他方、NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路費用については、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入が可能(平成23年度はその全額)とされているため、それ以外のNTSコストを公衆電話機能の接続料原価に加算して算出している。

■公衆電話機能

区分	単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
公衆電話発信機能	3分 当たり	179.55円 (145.82円)	138.76円 (118.71円)	163.15円	132.44円
うちNTSコスト見合い	3分 当たり	7.31円 (5.67円)	6.66円 (5.33円)	6.79円	6.43円
減算措置対象のFRT-GC間 伝送路コスト見合い(注)	3分 当たり	3.10円	3.55円	2.30円	2.61円
デジタル公衆電話発信機能	3分 当たり	110.36円 (91.93円)	130.84円 (107.98円)	96.01円	117.25円
うちNTSコスト見合い	3分 当たり	1.12円 (0.77円)	1.49円 (0.95円)	1.17円	1.69円
減算措置対象のFRT-GC間 伝送路コスト見合い(注)	3分 当たり	1.39円	2.14円	1.03円	1.46円

(注) 数値は調整前・貸倒損失算入前

4. 貸倒率の改定

接続料債務の不履行リスクの扱いのうち、管理部門において発生した貸倒損失の扱いについては、平成18年度接続会計以降、接続料原価の一部に算入することとされている。

【算定方法】貸倒損失算入後原価＝貸倒損失算入前原価×(1＋貸倒率)

平成23年度接続料については、平成21年度にNTT東西において貸倒実績が発生しなかったことから、貸倒損失算入後の接続料原価は貸倒損失算入前の原価と同額となる。

(土木設備の耐用年数等の見直しについて)

期間損益の適正化を図るため、平成21年度から管路、とう道等の土木設備の耐用年数等を以下のとおり設備の利用実態に基づき見直している。平成23年度以降の接続料原価には当該見直しが反映される。

項目	見直し後	平成20年度以前
耐用年数	50年	27年
残存価額	0円まで償却	取得価額の5%で償却止め

【参考】各機能の主な接続料

(1) 端末回線伝送機能

区分	単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料		
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
端末回線伝送機能(通信路設定伝送機能を組み合わせられるもの)(注1)	2線式のもの	1回線ごとに月額	1,168円 (1,184円)	1,218円 (1,226円)	1,284円	1,248円
ドライカッパ (注1)	回線管理運営費	1回線ごとに月額	42円 (52円)	60円 (69円)	41円	58円
	回線部分	1回線ごとに月額	1,230円 (1,235円)	1,283円 (1,282円)	1,353円	1,333円
ラインシェアリング (注1)	回線管理運営費	1回線ごとに月額	42円 (43円)	46円 (50円)	38円	50円
	回線部分(追加MDF)	1回線ごとに月額	35円 (33円)	35円 (33円)	34円	34円
端末回線伝送機能(下部端末回線により伝送を行うもの)(注1)	回線部分	1回線ごとに月額	821円 (注2)	918円 (注2)	807円	892円
(参考)光信号分岐端末回線の加算料(注1)(注3)		1回線ごとに月額	310円 (359円)	354円 (394円)	350円	382円
光屋内配線を利用する場合の加算額(注1)		1回線ごとに月額	193円 (注2)	193円 (注2)	194円	194円
端末回線伝送機能(GE-PON)	1Gb/s	1装置ごとに月額	2,793円 (3,405円)	2,012円 (2,867円)	3,825円	3,167円
端末回線伝送機能(FWA)	46Mbps/s (固定無線通信網)	1装置ごとに月額	—	39,583円 (41,667円)	—	41,778円
(参考)端末回線伝送機能(メガデータネット)(主な品目のみ)(注3)	3Mb/s	1回線ごとに月額	6,078円 (6,021円)	7,052円 (6,983円)	6,380円	6,710円
	6Mb/s	1回線ごとに月額	7,438円 (7,347円)	8,684円 (8,547円)	7,715円	7,973円
	12Mb/s	1回線ごとに月額	8,598円 (8,478円)	9,980円 (9,789円)	8,865円	9,092円

(注1)タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理。

(注2)平成22年度から新たに接続約款に規定された料金のため、平成23年度接続料には調整額は発生しない。

(注3)平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定として別途申請されているもの。

(2)光信号電気信号変換機能及び光信号多重分離機能

区分		単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料		
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
光信号電気信号変換機能 (注1)	100Mb/s	集線型(16MCタイプ)	1回線ごとに月額	2,063円 (5,636円)	3,240円 (4,685円)	5,439円	2,097円
		非集線型 (1MCタイプ)	1回線ごとに月額	191円 (460円)	365円 (533円)	452円	302円
	1Gb/sタイプ	1回線ごとに月額	292円 (1,674円)	1,690円 (注2)	634円	2,264円	
光信号多重分離機能 (局内スプリッタ)(注1)	局内4分岐のもの	1回線ごとに月額	397円 (593円)	475円 (675円)	194円	139円	

(注1) タイプ1-2:全日・昼間帯故障修理

(注2) NTT西日本の1Gb/sタイプについては、平成22年度より将来原価方式から実績原価方式に移行したものであり、平成23年度接続料については調整額は発生しない。

(3)端末系交換機能(東西均一料金)

区分	単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)	平成22年度接続料
一般番号ポータビリティ実現機能	月額	26,000,000円 (27,250,000円)	29,824,143円
優先接続機能	1通信ごとに	0.0218円 (0.0180円)	0.0171円

(4)中継伝送機能

区分	単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号中継伝送機能	1回線・1メートルごとに月額	0.797円 (1.082円)	1.012円 (1.243円)	1.174円	1.368円

(5)通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

区分		単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料			
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本		
通信路設定伝送機能	一般専用サービスの伝送を行う機能	3.4kHz	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	6,206円 (5,644円)	4,720円 (4,890円)	5,742円	4,996円
			上記以外の場合	1回線ごとに月額	6,803円 (6,275円)	5,345円 (5,462円)	6,536円	5,521円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごとに月額	80円 (110円)	60円 (70円)	110円	60円
	高速デジタル伝送サービスの伝送を行う機能(エコノミークラス)(注)	64kb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	5,875円 (5,345円)	4,477円 (4,640円)	5,438円	4,741円
			上記以外の場合	1回線ごとに月額	6,440円 (5,938円)	5,068円 (5,182円)	6,184円	5,237円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごとに月額	80円 (100円)	60円 (70円)	100円	60円
	第1種ATM専用に係るもの(デュアルクラス)	1Mb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	39,250円 (35,575円)	28,368円 (30,912円)	34,334円	31,923円
			上記以外の場合	1回線ごとに月額	52,810円 (49,807円)	42,552円 (43,920円)	52,255円	43,835円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごとに月額	1,920円 (2,400円)	1,440円 (1,680円)	2,406円	1,444円
第1種ATM専用に係るもの(デュアルクラス)	1Mb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	135,674円 (115,975円)	77,864円 (81,026円)	119,464円	69,038円	
		上記以外の場合	1回線ごとに月額	143,986円 (123,320円)	85,531円 (87,709円)	127,898円	74,361円	
		10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごとに月額	1,190円 (1,190円)	680円 (850円)	1,193円	511円	

(注)デジタルアクセスのこと。数値は、タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理

(6) データ伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料		
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
メガデータネット	500kb/s(クラス1)	1回線ごとに月額	19,840円 (17,249円)	14,592円 (13,851円)	18,943円	13,761円
	6Mb/s(クラス2・最低伝送速度3Mb/s)	1回線ごとに月額	112,644円 (97,846円)	81,910円 (77,592円)	106,417円	77,047円
	10Mb/s(クラス2・最低伝送速度5Mb/s)	1回線ごとに月額	174,186円 (151,293円)	124,679円 (118,088円)	167,093円	119,092円

(7) 番号案内機能等

区分	単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料		
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
番号案内サービス接続機能	中継交換機等接続	1案内ごとに	76円 (79円)	75円 (74円)	84円	72円
	端末回線線端等接続	1案内ごとに	79円 (81円)	78円 (77円)	86円	74円
番号情報データベース登録機能	1番号ごとに	—	6.95円 (6.69円)	—	7.19円	
番号情報データベース利用機能	一括でデータ抽出	1番号ごとに	—	5.66円 (4.84円)	—	5.02円
	異動データのみをデータ抽出	1番号ごとに	—	7.17円 (6.87円)	—	7.26円
番号案内先への通信実現機能	1通信ごとに	110円 (84円)	83円 (66円)	90円	69円	

(8) 公衆電話機能

区分	単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
公衆電話発信機能	1秒ごとに	0.9975円 (0.8101円)	0.7709円 (0.6595円)	0.9064円	0.7358円
デジタル公衆電話発信機能	1秒ごとに	0.6131円 (0.5107円)	0.7269円 (0.5999円)	0.5334円	0.6514円

(9) ルーティング伝送機能(地域IP網)

区分	単位	平成23年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成22年度接続料		
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
収容局接続	LANインタフェース・10Gbit/s	東:1ポートごとに月額 西:1装置ごとに月額	666,667円 (1,041,667円)	983,333円 (1,366,667円)	1,225,045円	1,575,629円
	LANインタフェース・1Gbit/s	東:1ポートごとに月額 西:1装置ごとに月額	183,110円 (301,576円)	1,007,846円 (1,286,462円)	372,483円	1,427,843円
	LANインタフェース・100Mbit/s	1ポートごとに月額	98,184円 (123,550円)	226,645円 (250,776円)	161,937円	314,701円
	ATMインタフェース	1ポートごとに月額	105,313円 (163,949円)	129,244円 (175,508円)	177,458円	179,560円
中継局接続	LANインタフェース・1Gbit/s	東:1ポートごとに月額 西:1装置ごとに月額	183,110円 (301,576円)	1,007,846円 (1,286,462円)	372,483円	1,427,843円

工事費・手続費及びコロケーション料金等

1. 工事費・手続費の改定(主なもの)

(1) 工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

単位	平成23年度単金		平成22年度単金	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平日昼間・一人当たり・1時間ごとに	6,233円	6,228円	6,207円	6,169円

(2) 光屋内配線に係る工事費の改定

平成22年に接続約款に新たに規定された光屋内配線に係る工事費については、算定に用いられる作業単金等の改定に伴い、以下のように改定される。

区分	単位	平成23年度料金額		平成22年度料金額		
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
光屋内配線 工事費(注1)	屋内配線を新設する場合	1工事ごとに	18,665円	18,612円	18,828円	18,703円
	既設屋内配線を転用する場合 (注2)	1工事ごとに	12,157円	10,441円	12,273円	10,475円

(注1)平日昼間の場合 (注2)光コンセントを新設する場合であって、ONUの撤去に併せて既設屋内配線工事を行う場合

(3) 実績に応じた作業時間の変更

平成22年3月に接続約款に新たに規定されたシングルスター方式加入光ファイバの融着接続工事費の算出については、試算による作業時間を用いていたところである。今般、作業実績を把握したことから、実績を基にした作業時間を用いて算出した工事費に変更する。

区分		作業時間		料金額		
		見直し結果	現行	平成23年度	平成22年度	差額
融着接続工事費	NTT東日本	0.545	0.570	3,397円	3,546円	▲149円
	NTT西日本	0.526	0.570	3,276円	3,526円	▲250円

2. 管路・とう道等の料金の改定

(1) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位	平成23年度適用平均料金 (カッコ内は調整前)		平成22年度適用平均料金	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
管路	年額/条・m	183円 (233円)	160円 (211円)	240円	238円
とう道	年額/m	35,972円 (45,415円)	32,349円 (43,730円)	45,070円	48,654円
土地	年額/m ²	1,138円 (1,264円)	767円 (842円)	1,429円	891円
建物	年額/m ²	32,262円 (32,027円)	21,304円 (23,368円)	33,581円	22,004円

(2) 電柱使用料の改定

区分	単位	平成23年度適用平均料金 (カッコ内は調整前)		平成22年度適用平均料金	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
電柱使用料	年額 /1使用箇所	853円 (892円)	836円 (960円)	892円	939円

3. 個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

(1) 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		平成 23 年度適用値		平成 22 年度適用値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	交換機械設備	0.280	0.248	0.278	0.328
	電力設備	0.922	0.949	0.912	0.995
	伝送機械設備	0.160	0.197	0.161	0.252
	無線機械設備	0.299	0.557	0.321	0.397
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.084	0.050	0.099	0.063
	土地及び通信用建物以外	0.005	0.006	0.003	0.006
共通割掛費比率		0.081	0.078	0.040	0.033

(2) 年額料金の算定に係る比率

区分		平成 23 年度適用値		平成 22 年度適用値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
設備管理運営費比率 (注)	端末回線伝送機能	0.049	0.049	0.052	0.053
	端末系交換機能	0.045	0.045	0.044	0.048
	中継系交換機能	0.068	0.038	0.061	0.038
	中継伝送機能	0.034	0.042	0.035	0.042
	通信料対応設備合計	0.044	0.044	0.043	0.047
	データ系設備合計	0.097	0.088	0.102	0.085

(注) 除却費を個別に支払う場合以外の場合

(3) 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分		平成 23 年度適用値		平成 22 年度適用値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	受電設備	1.266	0.982	1.268	0.923
	発電設備	0.660	0.618	0.678	0.881
	電源設備及び蓄電池設備	0.917	1.008	0.919	1.024
	空気調整設備	1.750	1.937	1.751	1.326
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.047	0.043	0.047	0.042

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	適	他事業者が接続に必要な装置を N T T 東日本及び N T T 西日本の通信用建物、管路、とう道及び電柱等に設置する場合の負担すべき金額について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められてい	適	他事業者が負担すべき工事費、手続費等について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。

ること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)㍉)		
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)㍉)	—	該当事項なし。
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)㍉)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)㍉)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)㍉)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)㍉)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)㍉)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)㍉)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	本件は、接続料規則第 21 条の規定に基づき接続料の再計算を行い、これにより当該接続料の改定を行うものであり、料金表に定める接続料は、接続料規則第 4 章の規定に基づいて算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	適	本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。